

平成26年第1回
基本計画改定検討部会
議事録

日時：平成26年10月22日（水）10:15～12:10

場所：道立消費生活センター 会議室

平成 26 年度第 1 回基本計画改定検討部会議事録

日時：平成 26 年 10 月 22 日（水）10:15～12:10

会場：道立消費生活センター 会議室

1 開会

2 議事

(1) 部会長等の選出

木元課長 ○ 消費者安全課長の木元です。よろしくお願ひします。それでは、議事(1)「部会長選出」を行います。

○ 当部会の部会長は、北海道消費生活条例施行規則第27条第1項により、委員の互選により選出することとなっております。部会長の選出方法につきましては、前例により事務局から推薦とさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

一 同 (異議なし)

木元課長 ○ それでは、事務局からの推薦とさせていただきます。昨年度の条例見直し検討部会の例に倣いまして、消費生活審議会の会長代理を務めていただいております鎌田委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

一 同 (異議なし)

木元課長 ○ ご了承いただきましたので、部会長は鎌田委員をお願いいたします。それでは、鎌田委員、部会長席にご移動の上、これからの議事進行につきましてよろしくお願ひいたします。

鎌田部会長 ○ ただ今、御推挙いただきました鎌田でございます。基本計画改定検討部会につきましては、各委員の御協力をいただきまして進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ それではまず、部会長代理の指名を行いたいと思います。北海道消費生活条例施行規則第27条第3項では、「部会長に事故ある時は、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」こととなっておりますことから、部会長代理には、石橋委員をお願いしたいと考えております。石橋委員、よろしいでしょうか。

石橋委員 ○ はい、務めさせていただきます。

鎌田部会長 ○ それでは、部会長代理は石橋委員に決まりました。石橋委員、よろしく
願います。
なお、曾野会長には、オブザーバーとして出席いただいております。よ
ろしく願います。

(2) 北海道消費生活基本計画の改定について

鎌田部会長 ○ それでは、議事(2)の北海道消費生活基本計画の改定について事務局から
説明させていただきます。

澤口主幹 ○ まず、お手元の資料の確認をお願いします。【資料の確認】

○ それでは、資料1について、担当からご説明申し上げます。

石動主査 【資料1により説明】※資料1 現計画の取組状況

鎌田部会長 ○ それでは、資料1について、何かご質問、ご意見等はございませんか。

橋本委員 ○ 消費者の安全・安心の確保の「ア 消費者事故情報等の収集・提
供・共有」にメーリングリストによる情報発信がありますが、メー
リングリストに入っている数は何カ所、何市町村くらいありました
でしょうか。

福田主幹 ○ 市町村に関しては、全ての市町村、179市町村が構成員に入
っています。その他に現在は、道警本部や各方面本部、経済産業局
等も入っており、情報の共有を図っています。

佐々木委員 ○ 消費生活に関する教育の推進の「ア 学校教育の充実」ですが、
平成22年度と平成25年度の推進状況が横棒表記になっていま
すが、これはどのような意味でしょうか。

石動主査 ○ ここは、新しい学習指導要領が施行される前に、各学校を回っ
て消費者教育の充実について周知するため、まず平成23年度に高
等学校、次に平成24年度小・中学校に行きまして、その時点で学
習指導要領が改定される前にすべての説明が終わったと道教委よ
り伺っております。

佐々木委員 ○ 平成25年度の状況は、まだ調査していないということでは
うか。

石動主査 ○ 学習指導要領改定の中身について事前に周知しておくという趣

旨ですので、平成24年度までに全て完了したという意味でございます。

近藤課長 ○ 補足しますと、これは、新しい学習指導要領がスタートする前に、その前段として、平成23年度から平成24年度にかけて全対象学校に説明し周知を図ることを狙いとした事業であったわけです。平成24年度までに全部回ったということで、前後の部分は空欄としております。

佐々木委員 ○ そうしますと、ここは継続しているという捉え方でよろしいでしょうか。

近藤課長 ○ 「新学習指導要領がこのようになりますよ」と指導、助言することをもって、新学習指導要領の中でそれに沿って動いているという考え方になるかと思えます。

佐々木委員 ○ 学習指導要領は、通常、小・中学校の方が先で、その後が高校になりますので、ここは逆になっており、どういうことかなと思いました。

近藤課長 ○ その当時の教育委員会の方針やスタンス等があったかと思いますが、この事に関しては、全て教育庁で対応しております。

橋本委員 ○ 消費者事故対応及び情報提供体制の整備の「消費者安全法に基づき、事故情報を国へ通知」ですが、所管の欄が消費者安全課とされております。ここの数字は、他部署からの通知は含まれておりませんでしょうか。

○ また、同項目「PI0-NETの整備促進」についてですが、来年度、消費者庁がPI0-NETの刷新を図るにあたり、消費者センター等の消費生活相談窓口で登録件数が100件以下の所については、PI0-NET端末を置かないで、LG-WANを通じての通知又はそれを利用してPI0-NETの情報を引き出すことになると伺っております。ここの92件は、現在PI0-NET端末が置かれている所だと思えますが、今後、端末が撤去された場合、それに変わるLG-WANでの運用に関して、今後の課題等がありましたら、お教えてください。

福田主幹 ○ まず、消費者安全法に基づく通知の件ですが、法令の規定に基づくもの、例えば、集団食中毒事案などは食品衛生法に基づいて、直接、担当部から国に報告することとなっています。その場合、まず情報が厚生労働省に行き、さらに、消費者庁に回ることとなりま

す。それ以外で、例えば、センター等に相談があった重大事故については、当課がそれを取りまとめて消費者庁に報告することとなっています。その結果、全ての事案が国に報告される流れになっています。

橋本委員 ○ この国への通知 18 件は、センター等に入ったものだけですか。または、18 件は消費者安全課が把握した件数だけでよろしいでしょうか。

福田主幹 ○ 後ほど回答させていただきます。
○ PIO-NET についてですが、おっしゃるとおり PIO-NET の設置基準が設けられまして、あまりに少ない所は、専用線による PIO-NET への接続はしないとのこと。今回は、大分少なくなる見通しですが、最近少し基準を緩めることで五カ所くらい増える形になるかと思えます。そういう状況でございまして、その後どうなるかといえますと、おっしゃるとおり LG-WAN 経由での情報の登録と取得が可能となります。それらにつきましては、基金事業で対応していただくということとなっておりますので、引き続き、PIO-NET 情報の活用は可能となります。

橋本委員 ○ このことに関して、市町村への広報というのは、行っているのでしょうか。

福田主幹 ○ PIO-NET の配置基準を設けることに関しては、国民生活センターを通じて市町村に伝達されています。さらに、消費者庁からも活用方法についての情報が提供されていまして、基金活用の基準等も示されています。

石橋委員 ○ 消費者の意向の反映の「ア 消費生活モニターの配置」に、全道 300 人配置とありますが、都市部や郡部など、どのような配置になっておりますでしょうか。

福田主幹 ○ 全ての市町村に最低 1 名は配置することを原則として、179 名が配置されています。また、人口に応じて追加配置をしており、合計すると 300 名を配置しています。札幌市は 30 名程だと思えます。

鎌田部会長 ○ その他ないようですので、引き続き、事務局から次の資料の説明をお願いします。

- 石動主査 ○ それでは、資料２と資料３について説明申し上げます。
【資料２、資料３を説明】※資料２ 骨子案
※資料３ 施策体系(比較)
- 鎌田部会長 ○ ここまでで、何かご質問、ご意見等はありませんか。
- 橋本委員 ○ 資料３、消費者の安全安心の確保の「オ 緊急事態への対処等」ですが、「ア 消費者事故情報等の収集・共有・周知」と項を別立てしたとののは、アクリフーズの事例のように、被害が拡大するのではないか等の緊急事態を想定していると考えてよろしいでしょうか。
- 木元課長 ○ そうですね。最近ではアクリフーズ、少々前では苫小牧の食肉偽装のような大きな事案を想定しており、道庁内で緊急対応のマニュアルも作成しております。
- 鎌田部会長 ○ 他にありませんか。ないようでしたら、引き続き、事務局から次の資料の説明をお願いします。
- 澤口主幹 ○ では私から資料４についてご説明申し上げます。
【資料４により説明】※資料４ 改定計画検討案(新旧)
- 鎌田部会長 ○ 資料４につきましては、第４章の第１節と第２節を中心にご質問、ご意見を伺いたいと思います。まず、資料１４ページからの第４章第１節「重点的に取り組む施策」について、お一人ずつご意見をお伺いしたいと思います。
- 曾野委員 ○ 高齢者等の被害防止に関してですが、道として、具体的にどのようなことを想定しているのか。同じような文章が何カ所か出てきますが、例えば、１６ページ「高齢者等の被害の防止」二つ目に、「消費者被害の未然防止と早期発見のためには、周囲による見守りが必要であることを踏まえ、」との記載がありますが、見守りが必要であるから何をすると繋がるのかが、被害防止ネットワーク作りを進めることだけなのかなと。ここの書き方の問題なのかもしれませんが、具体的に、どのような施策であるかをお伺いしたいと思います。
- もう一つは、２１ページ「不当な取引方法の禁止」に「適格消費者団体が行う差止請求等の業務を支援」とありますが、ここで言う「等」とは、集団的な損害賠償訴訟の法改正がされましたが、その趣旨でしょうか。北海道で、集団訴訟を受けている適格消費者団体はまだありませんが、「等」の趣旨をお尋ねしたいと思います。

澤口主幹 ○ 一点目の「高齢者等の被害の防止」についてですが、道では、現在、消費者被害防止ネットワークの設置促進事業を行っております。北海道全体のネットワークが一つあり、それから、市町村ごとと宗谷管内全域で全道50の地域ネットワークを作っております。その活動についてですが、悪徳業者が地域にいないかや、福祉関係の方が高齢者宅を訪問した際に変わった状況がないかの見守りだとかの情報共有を行い、現在こういう被害が多くなっている等の情報を高齢者等にお伝えすることによって、消費者被害の未然防止に繋げていきます。このような役割を持つ消費者被害防止ネットワークをどんどん道内に増やしていく取り組みを事業として強化していこうと考えておりますので、このような記述にしております。

鶴ヶ崎主幹 ○ 二点目の適格消費者団体が行う差止請求等の業務支援の「等」について現時点において想定していますのは、適格消費者団体は差止請求を行う前に、事業者に対して盛んに申し入れや消費者苦情等の調査を行っておりますので、そのような差止請求の前段となる様々な調査や申し入れ活動についても含んでいるとの意味で「等」と記載しております。なお、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に関連する業務についての支援等については、今後の検討課題となると考えております。

曾野委員 ○ 再度、一点目ですが、消費者被害防止ネットワークが具体的に何をやっているのかイメージができません。見守りとの関係でどういうことをされているのでしょうか。

近藤課長 ○ 私は三月まで日高振興局におりまして、在任中に浦河町と日高町でネットワークの設立に携わりました。浦河町の例を申しますと町や社会福祉協議会、警察署、包括支援センター、日高報知という新聞社等で構成されておりました、消費者被害発生の情報が入った場合には、例えば、地元の新聞等で、町の広報を通じて、警察署で作成している見守り情報を各戸に配布する等を行い、一斉に周知しております。会議自体を開くのが目的ではなく、いかに構成団体が情報をうまく共有するか。例えば、包括支援センターが高齢者宅を訪問した時に、そういった情報をお話し、逆に、そういった状況に気付く。そして、構成員全体に情報がフィードバックされる。それがまた全体に周知される。そういった情報の連絡体制といいますか、情報共有の体制を目的とした組織となっております。

曾野委員 ○ ネットワークで行われていること自体に異論があるわけではあ

りませんが、ここの記載の方法について。見守りが必要であることを踏まえて行うことが、「出前講座」や「消費者教育」となっております。これは、見守りとは別の話ですので、ここの整理は必要かと思えます。

木元課長 ○ ここの文言につきましては、事務局で検討しまして、再度、委員の皆様以案を通知して、了解を得たいと思えます。

石橋委員 ○ 15ページ「地域における消費者教育」について、先ほど、人口減少の問題、高齢化・少子化の話がありましたが、地域の状況は大変厳しくなっております。その中で消費者と事業者の共存が必要になると思うのですが、「公民館などの社会教育施設を活用した地域における消費者教育」との記載はどのようなことを想定していますでしょうか。

石動主査 ○ 「公民館」は具体的すぎるのかも知れませんが、例えば、消費者センターで講座を開くだけでなく、その地域でのイベントが開催されるときに、抱き合わせでそのイベントに出向き、こういった機会を設けるとの趣旨です。たまたま公民館と出ておりますが、あらゆるところで消費者教育を実施するとの趣旨です。

石橋委員 ○ 全体で、消費税、税金の話がどこにも触れられていません。この四月から8%に引き上げになって、さらに10%になろうかとしております。消費者からの苦情等で、消費税引き上げに関する苦情はあったのでしょうか。消費者にとってみれば、便乗値上げは問題ですが、事業者の立場で見れば、全国で四割、全道で五割の方が消費税を転嫁できないという調査があります。結果的に、消費税を転嫁できなくて、代わりに払っている。今後、複数税率といった大変複雑な話になる可能性もあり、そういった税金の話を消費者教育の中に盛り込むことができないのかと思いました。具体的にどう盛り込んだらいいかはわかりませんが、全然載っていないのもどうなのかなと思いました。

福田主幹 ○ まず、消費者からの消費税引き上げに関する苦情が、四月以降にございました。消費税率が上がって厳しいとの話もありますし、その他、便乗値上げではないかとの苦情もありました。件数を正確に覚えてはいませんが、便乗値上げに関しては、20件くらいあったと記憶しています。6月までそのような苦情がありましたが、7月、8月、9月とそのような苦情はない状況です。

○ また、便乗値上げはダメとなっているのですが、法律上ダメと

されている訳ではありません。もちろん、通常の値上げというのは普通にあるはずです。国は、便乗値上げは良くないとして、情報を受け付ける窓口を設置して対応しています。消費者教育がどのように関係してくるか、私は分かりませんが、実際、消費者の方はよく分かっているらしく、引き上げられる率も分かっていますし、増えたときには3%ちょっと下回る位、価格が上がると分かっています。状況としては以上でございます。

橋本委員 ○ このことに関連してですが、消費生活モニターの方を通じて、適正な消費税の上乗せがされているのか等の調査を行ったのでしょうか。

福田主幹 ○ 今回の4月の引き上げに際しましては、モニターの皆様に情報提供をお願いしました。それは、消費税率の引き上げ率に応じた引き上げ価格になっているかどうか、おかしな点はないか、おかしな点があった場合には情報提供していただけるようお願いしました。消費税率引き上げについては、たいへん難しく、例えば、飲料水の自動販売機で、A商品は10円上げるけれども、B商品は上げない。事業トータルで引き上げ率に相当する増額になっていけばよいとなっていますので、一見すると、便乗値上げに見えるものでも、実はそうではないものがたくさんあります。そのような説明が消費者庁からもされており、こうした事情も含めてモニターの皆さんに説明していき、便乗値上げに関する情報提供は確か1件だけだったと思いますが、それに関しては、便乗値上げの可能性があるだろうと思いましたが、国に情報を提供しました。

橋本委員 ○ 消費生活モニターを通して便乗値上げの監視を行ったということですね。今後、定かではないですが、10%に上がる場合には、モニター制度を通して消費税等の適正な上乗せの監視を行いますでしょうか。

福田主幹 ○ 消費税率の引き上げがあるとなれば、国も同様の窓口を設けると思いますので、そこに情報提供するために、また、モニターの方々にお願いしたいと考えています。

辻屋主幹 ○ 補足ですが、先ほどあったとおり、便乗値上げ、値上げ自体を規制する法律は一切無いわけですね。消費者庁に情報提供したとしても、動けるのは独占禁止法で定めている価格カルテルを結んだ場合だけですので、一事業者が自己の事業活動の都合で消費税を上げる時期にさらに上乗せして価格を上げることも、取り締まる

ことは一切できないこととなっております。

石橋委員 ○ 国も消費増税Gメンを入れて、不当な下請け業者への圧力等の監視等行っていますけれども、逆に、転嫁ができない商業者も中にはいます。当初、消費税は国民の義務で社会保障費に充てられる等ありましたが、建設業でいうところの下請けに対する圧力ではないですけれども、消費者も消費税分値下げしなさいよとかですね。消費者の意識も、消費税を払うことに対しての意義付けや教育を高めていかなければ、10%に上がるだとか複数税率が導入されて様々な物によって消費税率が変わることになると、色々な混乱が生じると思います。まだ10%、複数税率が決まってはいませんけれども、何も触れておらず、そのような消費者教育を項目に挙げなくていいのかと感じました。

木元課長 ○ 消費者教育の中で消費税率の話をするということについてですが、この部会の中で、検討いただけるとありがたいと思います。今、委員がおっしゃられたように、消費税を払うのは当然の話です。そのことを消費者教育の中で行い、消費者の意識を高めるとの趣旨ですよな。

石橋委員 ○ 今後、消費税率10%に上がることを含め、複数税率という複雑な税制が導入される場合を考えると、消費者への意識付けをするのは重要ではないかと感じたところです。

佐々木委員 ○ 消費者の立場ではありませんが、国民としての納税義務だとか、その意識の話かなと思いました。学校教育の中でも、教科活動や特別活動の中でも当然に行われていることですし、地域でも、税関係の役所から色々な通知がされていますので、この基本計画の中にそこを入れるとすると、教育の中身にも入っていく内容にならざるを得ないと思いますし、ここの教育全般の話の中に包括する内容で含まれていると思いますので、言及は不要かなと思います。

佐々木委員 ○ 15ページ「消費者教育の推進」について、私も教育現場に携わる人間として「ア 学校における消費者教育」の二つの項目の違いについて、よく読み取れなくて悩んでおります。そして「ウ 消費者教育の担い手の育成等」に教職員の資質の向上について記載されておりますが、「ア 学校における消費者教育」にも教員の指導力向上との文言が出てきて、この二つの違いを教えてくださいませんか。

石動主査 ○ 「ア 学校における消費者教育」では、教育の全般的な事に触れており、その中でも消費者教育の担い手について、特出ししたのがウの項目になっているところです。

佐々木委員 ○ 学校におりますと、現在の進学率から考えても、小中高の流れがある学校教育の中で、消費者教育は大事なことだと思いますし、また、今回の二次計画で項目立てしていただいたのはありがたいと思いました。基本的に、この項目立ては異論があるわけではありません。

○ 現状を少々申し上げたいのですが、高校の家庭科を私は担当しているのですが、この消費者教育については、現行の学習指導要領でも明確に打ち出されておりますし、しっかりと消費者教育をなさいというような教育委員会等からの指導もございます。教科活動の中ではごく一部なのですが、学習指導要領の中では、体験的・経験的なものを踏まえて指導しなさいという指示があります。その中で、例えば、悪徳商法に対しては被害者にならないし、でも、加害者にもならないとの視点がありますし、製造する側、売る側も、買う側もとの視点で、消費者教育と言いつつも消費者の立場だけではなく、相手方のことを抑止するという部分で、学校教育が役割を担っているのではないかと考えております。この計画を見ると、例えば、「地域における消費者教育」では、障がい者と高齢者が一緒になっていますけれども、学校の中では、特別支援学校があり、障害を持つ若年者への教育が、そこで行われていることを考えると、障害を持つ子ども達に対する支援を考えることも、当然必要になってくるかなと感じています。

○ さらに、この前も消費者庁から「消費者の皆様へ」ということで学校にこのようなパンフレットが送られてきましたが、実は、こうした資料提供は非常に多いのです。これを何とかうまく体系化できないものかなといつも思っていて、道からも消費生活センターからも様々な情報提供がありますし、また、消費者庁、或いは保険会社、税関係の役所からも来ます。そうすると、現場で、どの情報をどのように取捨選択するかとなると大変で、ここに明記されているように、道として、北海道に生活している子ども達にどのような情報を提供してもらえるのか、道教委なり各教育委員会、各市町村と連携を取っていただきたいとの希望があります。情報提供についてどのような形でこの基本計画に盛り込むかは思いも及ばないのですが、情報提供ということであれば、そのようなことを施策や道の予算の中で行っていただくと、他府県では行っていない取り組みになるかと思えます。その辺りが、ここの「消費者教育の推進」の三項目の中で少し整理をして出していただきたいとの要望にな

ります。よろしく願いいたします。

橋本委員 ○ 関連しますが、各学年の教科書を拝見させていただいたのですが、教科書の記述だけでは、ほとんど分からない内容です。「パンフレットや副読本等も沢山用意されているのですが、資料ばかり来てどれが一番適切なのかが分からない」、「なかなか教材として生かしきれない」と、以前、私も教育現場の方々にお話を伺っております。ですから、この文言はこのままでいいとしても、そのような情報提供のあり方について、もっと道と教育委員会等と連携して、現場にわかりやすい形で持って行くのは必要だなと感じております。

鎌田部会長 ○ 四章の一節二節は全ての委員の発言ということですので、私も発言させていただきます。自分の専門が消費者教育でございますので、思っていたことを発言いただきありがとうございます。「消費者教育の推進」の「ア 学校における消費者教育」で、「各学校に対してその趣旨等の周知徹底を図る」とありますが、このことについては、前の審議会の時にもお話ししたのですが、どうやって周知徹底するかが重要で、取組状況にもありましたが、文書等を小中高等学校全てに送るということをもって100%でいいのかなと常々思っております。

○ これについて、北海道では、指導者養成講座ですとか色々な形式で進めているのは、私も存じていますが、じゃあ「どの先生が消費者教育やっているのだろう」と思うと、非常に困ります。例えばある先生は消費者教育だけではなく、他の様々な教育に関わっている先生になっており、消費者教育といえばこの先生をご紹介というのは難しい状況になっております。例えばですが、道ではなく町村の役割となるかもしれませんが、地域の消費生活センターを核として、学校における消費者教育だけではなく、地域における消費者教育を含めて、波及していくような形が採れないかなと思っております。それは学校における消費者教育ですと、そういう部分が足りないと思っておりますので、集めて研修を行うだけではなく、核となる[人材教育]をできないかなと個人的には思っております。

鎌田部会長 ○ 第2節「消費者の権利の尊重」まで含めていかがでしょうか。

橋本委員 ○ 苦情相談等の処理についてですが、前々からありました苦情処理専門の委員会について、新しい基本計画の中では、どのような位置付けになっているのでしょうか。

○ 価格安定対策について、内部でも議論いただいたというお話を

いただき、ありがとうございました。電気料金も大幅な値上げもありますし、ここは取り上げにくいとお話でしたし、そうだろうなと感じております。ただ今後、価格の安定について、消費税はまた別の話でしょうけれども、様々な物の価格が円安等によって、今までのデフレ時代とは異なっておりますから、文言としてはこのままでいいと思いますけれども、今後の消費生活モニターの活用等を強化していただきたいとの要望でございます。

木元課長 ○ 苦情処理委員会についてですが、毎年、最低一回は開催しておりますけれども、そこに寄せられる案件は1件もない状況でございます。20ページ「消費者被害の救済」に前の基本計画と同様の記載としております。

橋本委員 ○ この苦情処理委員会の活用については、前回の審議会で色々と言われていた所なのですが、今回も同じ文言ということであれば、ここに上がってきた案件は対応するけれども、積極的に活用するという所までの新たな施策は無いということでしょうか。

木元課長 ○ 苦情処理委員会を積極的に使うのはどうなのかなというのもあり、現在は、今まで通りの活用方法を考えております。また、適格消費者団体と苦情処理委員会の関わりや役割分担について、例えば、適格消費者団体の訴訟がありますが、道条例で訴訟費用の援助というのがあります。それを適格消費者団体の訴訟に適用できるか、あくまで条例に基づいて訴訟費用を援助する関係ですので、団体が行う訴訟についてはどうなのか、適格消費者団体と苦情処理委員会の関連は今後の課題と考えております。

鎌田部会長 ○ 20ページ「多重債務対策の推進」に「平成27年度より施行となる生活困窮者自立支援法に基づき市町村等が実施する家計相談支援事業などと連携した多重債務対策の普及啓発に取り組みます」と記載されておりますが、これは具体的にどのような施策でしょうか。

安田主幹 ○ 生活困窮者自立支援法については、保健福祉部で所管しておりますけれども、この法律の大きな括りは、生活保護を受ける前の人を対象としており、行政等から色々な支援を行い生活保護にはさせないとの目的があります。ただし、生活困窮においては、多重債務、借金の問題が出てくるので、従来から行っているのですが、多重債務者に対して解決の糸口を示すような、また、多重債

務の根幹である理由を解消するといった方向性の取り組みを保健福祉部と連携して進めていくとの趣旨です。

鎌田部会長 ○ クレジット対策の協議会等ありますよね。そのような団体とも連携しているのでしょうか。

安田主幹 ○ ここの北海道多重債務者対策協議会には、道庁の多重債務に関係する部署が全て入っておりますし、道立消費生活センターはもちろん、警察、社会福祉協議会等も入っておりますので、そういった機関と情報を共有しながら、この生活困窮者自立支援法の関連も連携して行っていきたいと考えております。

鎌田部会長 ○ 消費者教育でも、ここの生活困窮者自立支援法に関しては重要となっておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木委員 ○ この基本計画は、通常、どのような場面で活用されるのでしょうか。当然、関係機関にはご覧いただいていると思いますが、一般の道民の方々には配布しないのでしょうか。

木元課長 ○ 道民の方々に冊子としては配布しておりませんが、道のホームページには掲載しておりますし、冊子については、道内各市町村や消費生活センター等に配布しております。

佐々木委員 ○ これについて意識のある方々は、ホームページを見に行くのですね。分からない言葉が沢山出てくるのですが、例えば、23ページにある「北海道地域灯油意見交換会」は、初めて知ったのですが、誰から誰に向けて価格安定対策の情報を提供するのかとか、或いは、22ページに「リスクコミュニケーション」と出てくるのですが、これは何だろうとか。言葉自体の説明が所々載っているところは分かり易くていいと拝見しておりましたが、この節だけではないのですが、私くらいの一般の方々もおられるのではないかと思いますので、一般の道民向けに分かりにくい言葉の説明があると、この基本計画もより身近に接する事ができるのかなと思いました。

木元課長 ○ 我々も意識をしてこの中で語句の説明をいくつかは示してありますけれども、どこまで載せるべきかと難しいこともありますので、再度、精査してみたいと思います。

橋本委員 ○ 27ページ「環境に配慮した循環型のライフスタイル」のどこ

ろで、「3Rのうち、特に2Rを優先して」とありますが、環境関係の基本計画等と関係して、リサイクルは外すということでしょうか。

- 澤口主幹 ○ この計画の検討案については、関係する部署にも見ていただいております。環境生活部の循環型社会推進課でこの施策を行っているのですが、今は特に2Rを優先的にイベント等でも啓発して周知していると伺っておりますので、このような記述に変更しております。
- 橋本委員 ○ それでは、他の施策との整合性を取ったということですか。
- 澤口主幹 ○ はい、その通りです。
- 曾野委員 ○ 同じ所の文章なのですが、「3Rのうち、特に2Rを優先して」とリサイクルを外して、その後の文章ですぐに「リサイクル等の現状を取りまとめた…」との記述になっておりますので、文章の流れとしておかしいのではないかと思います。
- 木元課長 ○ この辺りの文言については所管課と打合せをして検討したいと思います。
- 鎌田部会長 ○ では、24ページ以降、第2節「消費者の自立の支援」についても皆様より意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
- 石橋委員 ○ 橋本委員より先ほどお話しがあった23ページ「価格安定対策」についてですが、物価の上昇は電気料金の値上げ等もありますので、ここでは三つの内容ですけれども、施策を厚くできないでしょうか。三つ目の項目で「物価の供給確保や価格の安定等について要請」とありますが、実際に要請等を行っているのでしょうか。
- 福田主幹 ○ そうですね。特に灯油については要請を行ってきています。ただし、基本的には価格は市場によって決定されていくものですが、例えば、行政機関が一斉にこの価格を下げてくださいとの行政指導は、公正取引委員会が所管している独占禁止法に抵触することにつながりますので、行うことはできません。道条例に価格の引下げ措置があるのですが、それは、特定の事業者がその周辺の事業者と比較して非常に高額で不当な価格であるような場合についての措置を想定しているのであって、一斉に価格の引き下げを指導することはできません。ですから、条例上の措置としては、買占め・売惜しみに対する措置と情報提供、供給の協力要請等が記載されており、これらの基本

的なことが計画に載っているわけです。

- 鎌田部会長 ○ 25ページ「地域における消費者教育」の二つ目で、「消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動できるようになるためには、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また、学校、地域、家庭、その他様々な場において、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することが必要である」となっておりますが、消費者教育推進法では「職域」という言葉も使っていたと思うのですが、この基本計画の中では扱わないのでしょうか。
- 木元課長 ○ 確かに消費者教育推進法の中では、学校、地域、職域と明記されてございます。「職域」については、他府県の傾向等も参考にして、書き込むか書き込まないかも含め、検討させていただきます。
- 鎌田部会長 ○ 法律に「職域」を入れたのは意図してだと伺っていますので、職域に何か出向いて行っての出前講座等、可能かと思っておりますので、検討いただければと思います。
- 澤口主幹 ○ 今のところなのですが、25ページ「イ 地域における消費者教育」の二つ目ですが、15ページ「イ 地域における消費者教育」の二つ目と、本来一緒になるのですが、合っておりません。15ページの方が正しく標記されており、ここは誤っておりますので、訂正させていただきます。
- 佐々木委員 ○ ここは再掲になるのでしょうか。
- 澤口主幹 ○ はい、ここは再掲になります。「重点的に取り組む施策」は先に記載して、施策展開の中でも、この「消費者教育の推進」については、当然出てきますので再掲としております。
- 鎌田部会長 ○ それでは、第4章全体を含め、資料4全体で何かございませんでしょうか。
- 佐々木委員 ○ 昨年、私は生涯学習審議会の委員をやっておりまして、生涯学習の視点でも様々な意見が出されました。それから、教育委員会に北海道教育推進計画がございますが、その計画や審議会等で審議されていることと、この計画との摺り合わせは当然必要かなと思えます。この第四次北海道教育推進計画には消費者教育というのは明確に打ち出されていません。生涯学習の時にも消費者教育の視点が最終的に入ったかどうかは定かではないのですが、地域における消費者教育と関係していると思っておりますので、俯瞰して見ていただいて、

この基本計画との摺り合わせをしていただければと思います。

鎌田部会長 ○ その他いかがでしょうか。

福田主幹 ○ 先ほどお答えしていない部分について説明します。「消費者事故の通知」についてですが、道センター等に苦情相談として入ってきた重大事故情報は私どもから消費者庁へ報告いたします。食中毒に関しては食品衛生法に基づくというお話をしましたが、それ以外で、例えば、成分規格に違反すること等によって事故が起きた場合は、食品衛生法上の報告義務がないものですから、それは保健福祉部食品衛生課から私どもに情報をいただいて、それを私どもから消費者庁へ報告します。この2パターンで報告いたしますので、その数字でございます。

○ それから、先ほどモニターの質問がありましたけが、札幌市が24名、旭川10名、函館8名です。

鎌田部会長 ○ それでは、他に無ければ、本日はここまでといたします。事務局にお返しします。

3 その他

澤口主幹 ○ 鎌田部会長ありがとうございました。今後のスケジュールについてですが、本日いただいたご意見を踏まえまして、事務局で素案を作成し、委員の皆様にお送りいたしますので、その際には、素案に対するご意見をいただければと思います。

4 閉会